

訪問看護ステーションしみず運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、きらり健康生活協同組合が設置する訪問看護ステーションしみず（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業の名称及び所在地）

第3条 1 訪問看護を行う主たる事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称：訪問看護ステーションしみず

(2) 所在地：福島市北沢又字番匠田5

2 訪問看護を行うサテライト事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称：訪問看護ステーションしみず サテライトせのうえ

(2) 所在地：福島市瀬上町字四斗蒔1-6

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、同一事業者他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 2.5名以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 1名以上
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

（営業日及び営業時間等）

第5条 1 ステーションの営業日及び営業時間はきらり健康生活協同組合の就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日：月曜日から日曜日、ゴールデンウィーク・年末年始以外の月曜日の祝日
休業日：上記以外の国民の祝祭日、12月31日から1月3日

(2) 営業時間：午前9時から午後5時、但し、電話等により、24時間常時対応が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体状況や病状の観察健康管理
- (2) 栄養、清潔、排泄のお世話
- (3) 機能訓練などのリハビリテーション
- (4) 認知症の方への看護
- (5) 精神疾患の方への看護
- (6) 福祉用具や住宅改修のアドバイス
- (7) 在宅医療に関するご相談や助言
- (8) 医療処置や医療機器の管理（主治医の指示がある場合）

(利用料および支払いの方法)

- 第7条 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
- (1) 死後の処置 15,000 円(消費税別)
 - (2) 第9条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費 1km あたり実費相当
- 3 前項の支払いを受けるためには、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時における対処方法)

- 第8条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は福島市、伊達市のうち旧伊達町、旧保原町とする。

(秘密保持)

- 第10条 1 従業員は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
- 2 事業所は、従業員であった者に業務上知り得た利用者および家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後にもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

- 第11条 ステーションは、提供した訪問看護等に対する利用者からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するよう必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置について)

第12条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等防止のための次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待を防止するための指針を整備し、虐待を防止するために従業員に対する研修を定期的に実施する。委員会を設置して定期的に開催を行う。
- 2 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通知するものとする。

(身体拘束等の行動制限)

第13条

ご利用者様又は他ご利用者様の生命又は身体を保護するため等、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等による行動制限は致しません。身体拘束等による行動制限を行う場合は、事前にご利用者様及びご家族様等へ、行動制限の根拠・内容・期間について十分説明致します。

(ハラスメント対応措置について)

第14条 事業所は利用者又は家族が事業所や職員に対してのハラスメント行為に次の措置を講ずるものとする。

- 1 介護現場におけるハラスメント対応の従業員に対する研修の実施
- 2 ハラスメント相談体制の整備
- 3 その他 ハラスメント対応の措置

(衛生管理等)

第15条 事業所は、事業所において感染症が発症し、または蔓延しないように、次の措置を講じる

- 1 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し従業員に周知徹底を図る
- 2 事業所において従業員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業継続のため次の措置を講ずる

- 1 当事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対し訪問看護（介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行う。

(その他の運営についての留意事項)

第17条

- 1 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、きらり健康生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この変更規程は、平成15年4月1日から施行する。

この変更規程は、平成17年7月4日から施行する。

この変更規程は、平成23年7月1日から施行する。

この変更規定は、平成25年9月1日から施行する。

この変更規程は、平成26年4月1日から施行する。

この変更規程は、平成27年8月1日から施行する。

この変更規程は、平成28年9月20日から施行する。

この変更規程は、平成29年10月1日から施行する。

この変更規程は、平成30年12月1日から施行する。

この変更規程は、令和2年1月1日から施行する。

この変更規程は、令和3年4月1日から施行する。

この変更規程は、令和6年6月1日から施行する。

この変更規程は、令和6年12月1日から施行する。

この変更規程は、令和7年4月1日から施行する。